

## 海賊版対策官民実務者級連絡会議の開催について

令和6年9月30日

内閣府知的財産戦略推進事務局

### 1. 趣旨

- インターネット上の海賊版に関する対策の取組状況及び最新情報の共有を更に円滑化・透明化するとともに、実効的かつ具体的な対策等について議論を行い、官民一体となった具体的な取組につなげるため、海賊版対策官民実務者級連絡会議（以下「本連絡会議」という。）を開催する。

### 2. 構成

- 本連絡会議の構成員及び構成団体は、別紙のとおりとする。なお、事務局が必要と認めるときは、適宜、構成員及び構成団体を追加、変更等できるものとする。

### 3. その他

- 本連絡会議は、必要があると認めた際に参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 本連絡会議は、原則非公開とする。会議終了後、議事要旨及び本連絡会議で配布された資料を速やかに公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、議事要旨又は配布資料の全部又は一部を公開しないものとすることができる。
- 本連絡会議の庶務は、関係省庁及び関係団体等の協力を得て、内閣府知的財産戦略推進事務局において処理する。
- 前各項に定めるもののほか、本連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。